

市営八幡原体育館等利用者の皆様へ（お知らせ）

～ 年末年始の休館日以降/令和5年1月4日からの変更点 ～

1 窓口受付等が指定管理者から業務受託者となります

- 指定管理者：株式会社テクノプラザ米沢（～令和4年12月31日まで）
- 業務受託者：特定非営利活動法人から・ころセンター（令和5年1月1日～）
- 業務委託者：米沢市教育委員会（担当：教育管理部門スポーツ課）

2 公の施設の管理権限及び許可権限について

- 指定管理者から米沢市教育委員会に変更となります。

3 留意事項等

- 使用申請書の提出に係る使用許可等については、担当のスポーツ課で許可の決定をすることから、原則として使用日の7日前（閉庁日を除く）までの申請を厳守願います。なお使用料は使用許可決定以降の納付となります。
- 先に指定管理者から使用許可を受け、使用料納付済みの「体育館使用許可」、「トレーニング室年間通用券」及び「回数券」をお持ちの方については、令和5年1月4日以降でも変更なく使用いただけます。
- 体育館の団体使用がない場合に限り、「個人利用券」で当日ご使用いただけますので窓口にお問い合わせください。
- その他不明な点はスポーツ課に御確認ください。

担 当：米沢市教育委員会教育管理部門スポーツ課

住 所：米沢市金池3-1-14 置賜総合文化センター内1階

電話番号：0238-22-5111（内線：7601、7602）